移動等円滑化取組報告書(軌道停留場)

(令和4年度)

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業者名 東京都交通局 代表者名(役職名及び氏名)局長 久我 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	取組計画書に記載なし	

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める 基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員等が求めに 応じて提供する 設備の役務の提 供	聴覚障害者からの求めに対して、筆談具を用いて応じられるよう、職員へ の教育を随時実施する。	計画の通り実施済み
	運行情報表示装置等を使用して、障害のある方に対し、運 行情報等を文字 及び音声により提供できるよう、設備の点検を実施する。	計画の通り実施済み
職員等の操作等 が必要な設備を 用いた役務の提 供	スロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう、職員 への教育を随時実施する。	計画の通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、 旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	取組計画書に記載なし	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	取組計画書に記載なし	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	駅係員等を対象として、高齢者や障害のあるお客様への接 遇に関する研修を実施する。	計画の通り実施済み
「サービス介助 士」資格の取得 促進		乗務員11名が取得

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サインの掲示	エレベーター、優先席等において、高齢者、障害のあるお 客様等の優先利用に関する案内サインを掲示する。	計画の通り実施済み
	車内放送等で、優先席の適正な利用に関する呼び掛けを 随時実施する。	計画の通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・都営交通モニター調査により、施設、車両、接遇等に対する意見聴取を実施した。
- ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用した。

(3) 報告書の公表方法

当局ホームページに掲載

URL: https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/safety/initiatives_for_facilitation.html

(4) その他

特になし

鉄道事業 者名 都道府 23区·郡 町·村県 ·市 ·区 東京都交通局 早稲田 荒川 線 東京都 0 0 箇所 0 0 東京都交通局 面影橋 荒川 線 東京都 新宿区 822 0 2 n 基 基 基 2 笛所 0 0 東京都交通局 学習院下 禁川 線 東京都 豊島区 1.716 J 0 0 2 基 # Ä 2 簡所 0 0 東京都交通局 鬼子母神 0 基 0 線 東京都 豊島区 0 2 基 基 笛所 0 荒川 2.564 2 2 東京都交通局 雑司ヶ谷 荒川 線 東京都 豊島区 0 0 基 基 基 箇所 0 0 1,067 人 2 2 2 東京都交通局 東池袋四 線 東京都 豊島区 0 0 0 東京都交通局 向原 線 東京都 豊島区 1.460 人 0 0 2 2 基 基 2 箇所 0 2 0 東京都交通局 大塚駅前 線 東京都 豊島区 7,990 人 0 0 2 Ä 基 基 箇所 0 0 東京都交通局 単鴨新田 荒川 線 東京都 豊島区 1.180 人 0 0 2 2 基 基 基 3 筃所 0 2 0 0 東京都交通局 庚申塚 荒川 線 東京都 豊島区 2,450) 0 2 2 基 基 基 2 箇所 0 2 0 東京都交通局 新庚申塚 線 東京都 豊島区 基 箇所 0 荒川 2,649 0 基 基 0 2 0 2 2 西ヶ原四丁 基 基 箇所 0 東京都交通局 線 東京都 北区 0 基 0 2,515) 東京都交通局 線 東京都 北区 0 基 基 箇所 0 0 東京都交通局 飛鳥山 線 東京都 993) 0 0 2 基 基 基 箇所 0 0 東京都交通局 王子駅前 荒川 線 東京都 北区 9.239 0 0 基 基 基 簡所 0 0 東京都交通局 栄町 荒川 線 東京都 北区 789 J 0 0 2 基 基 基 笛所 0 0 荒川 線 東京都 北区 0 0 東京都交通局 梶原 2,628 0 2 2 基 基 基 2 箇所 0 2 東京都交通局 荒川車庫 3,350 人 0 箇所 0 荒川 線 東京都 荒川区 2 0 東京都交通局 荒川遊園 0 線 東京都 荒川区 0 荒川 東京都交通局 小台 線 東京都 荒川区 0 0 箇所 0 東京都交通局 宮ノ前 荒川 線 東京都 荒川区 3,101 人 0 0 2 基 基 基 箇所 0 0 東京都交通局 熊野前 荒川 線 東京都 荒川区 3.923 人 0 0 2 2 基 基 基 箇所 0 0 東尾久三 東京都交通局 荒川 線 東京都 荒川区 1,563 0 2 0 基 基 基 箇所 0 0 町屋二丁 東京都交通局 0 線 東京都 荒川区 0 基 基 箇所 0 荒川 775 J 2 0 基 2 2 東京都交通局 町屋駅前 線 東京都 荒川区 8,555 人 0 0 基 基 桝 箇所 0 0 荒川 2 2 荒川七丁 0 0 東京都交通局 線 東京都 基 基 基 箇所 0 荒川区 東京都交通局 線 東京都 845 0 基 箇所 0 0 東京都交通局 荒川区役 荒川 線 東京都 荒川区 1,689 0 0 基 基 基 箇所 0 0 東京都交通局前 荒川 線 東京都 荒川区 699 人 0 基 基 基 笛所 0 0 線 東京都 0 2 基 0 0 東京都交通局 三ノ輪橋 3,266 人 0 基 箇所 日暮里・舎人ラ 線 東京都 荒川区 0 0 0 0 0 東京都交通局 日暮里 48,252 J 0 1 基 基 箇所 0 0 (4) | 日暮里・舎人ラ 線 東京都 荒川区 30,119 人 0 0 箇所 0 0 0 0 0 0 東京都交通局 西日暮里 (4) 日暮里・舎人ラ 線 東京都 東京都交通局 赤土小学 0 0 (3) 基 0 0 0 0 0 イナー 日暮里・舎人ラ 線 東京都 荒川区 東京都交通局 熊野前 8.259 人 0 0 0 1 1 基 箇所 0 0 0 0 0 0 (4) 日暮里・舎人ラ 東京都交通局 足立小台 線 東京都 足立区 3.424 0 0 0 基 基 基 箇所 0 0 0 0 0 0 (2) 日暮里・舎人ラ 線 東京都 足立区 箇所 東京都交通局 扇大橋 9.289 人 0 0 0 1 1 基 5 基 基 0 0 0 0 0 0 (3) 日暮里・舎人ラ 線 東京都 足立区 東京都交通局 高野 5,917 J 0 0 0 基 箇所 0 0 0 0 1 1 基 5 基 0 0 (3) 日暮里・舎人ラ 東京都交通局 江北 線 東京都 足立区 12,107 0 0 0 基 箇所 0 0 0 0 0 0 基 基 3 (3) 日暮里・舎人ラ 線 東京都 東京都交通局 西新井大 0 0 0 箇所 0 0 0 0 0 0 足立区 11,172 人 基 基 (3) 東京都交通局 日暮里・舎人ラ 9,863 0 0 0 基 基 箇所 0 0 0 0 0 0 谷在家 東京都 東京都交通局 線 4 445 0 0 0 2 2 基 基 箇所 0 0 0 0 0 2 0 東京都 日暮里・舎人ラ (3) 基 東京都交通局 金人 線 東京都 足立区 8.480 0 0 0 基 基 簡所 0 0 0 0 0 0 日暮里・舎人ライナー 線 東京都 足立区 (3) 基 東京都交通局 12.259 J 0 0 0 1 基 基 筃所 0 0 0 0 0 0 基 箇所 箇所 線 基 基 基 筃所 42 (42) 基 筒所

移動等円滑化取組報告書(軌道停留場)

(令和4年度)

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業者名 東京都交通局 代表者名(役職名及び氏名)局長 久我 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

- (1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。
- (2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。
 - ①中小企業者でない。
 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。